

信濃国
松代 真田家文書目録（その六） 解題

文書の内容と特色

収録史料
の範囲

本目録には、当館所蔵の真田家文書のうち書付型史料の一部を収録した。同家文書については、『真田家文書目録（その四）』（同上第四十三集）『同（その五）』（同上第五十一集）を発行してきた。本集は、これらを受けて続刊したものであり、真田家文書の伝来や概要、関連史料の所在、および目録編成の方針と表題表記の方式などについては、既刊各集に付載した解題にその都度述べてきたので、本集の利用に当っては既刊各集をご参照下さるようお願いする（以下、既刊分の目録は『その一』のように略記する）。

真田家文書の印刷目録は、『その一』に冊子型史料の大部分を収録し、『その二』以下には『その一』の編成項目を基準にしながら整理した書付型史料を掲載してきた。本集は『その五』に続くものであるが、『その一』の大項目「藩政」のうち『その五』に収録できなかった「村町方」の一部と「財政」に関する史料の一部、および既刊各集から洩れた追加史料の若干を収録した。本集に収載した史料の概要については後述するが、全体としては『その二』以下に収録した史料と同質の史料であって、特に指摘するべきものはない。「村町方」の史料の多くは、被支配者であった村町側から提出されたものであり、同種類の史料は、いわゆる地方史料じかたのなかに控や案文などの形で残存していることが多いが、本文書の場合はいうまでもなく支配者であった大名家側に原本が伝存したものである。これについては『その四』の解題で、その意義を指摘しておいたので参照していただきたい。なお、被支配者側で作成して提出された史料としては、このほかにも各種の請書や、買上物などの見積書、請求書、受領書などの形式で本文書のなかに多数伝存している。それらは被支配者側で作成された史料という共通性をもつが、大名家文書という史料群のなかで他の史料と一貫した体系のもとで理解すべきものである。夫々の史料を受理した役場における関連史料とし

て整理してきたのはそのためである。

また、既刊各集で繰り返しお断りしてきたことであるが、『真田家文書目録』の分冊は整理ができたものから順次に刊行している。もちろん、全く無作為に整理しているわけではなく、関連のある史料はできるだけ分散しないように配慮はしているが、完全に整理が終了した時点で目録編成したものを分冊して刊行するものではない。そのため、各集の編成項目が重複したり、整合性を欠く事態を生じている。これが、史料目録としては極めて不備であり利用にも不便であることは十分に承知しているが、大量の史料を他の事業と併行させながら印刷目録に付す上では、やむを得ぬ措置であることを、重ねてご了承を乞うものである。

史料の配列と概要

本集における史料の配列が、『その一』の分類項目に準拠しながら史料の内容に従って一部を改変したものであるのは、『その二』以降の目録編成の方針を基本的に踏襲している。以下に、各項目ごとの概要と特記事項について略述する。なお、個々の史料の内容は各史料の表題の下に必要に応じて内容摘記を加えてあるので、それを参照されたい。（以下の説明のなかで、『』内のゴチック体は大項目、『』内は中項目、『』は小項目を示し、『』内の仮名と数字は史料の整理番号である。）

『普請』

『普請』の「水道役」は、本来なら『その五』の『普請』に編入すべきものが、後日の整理の過程で出てきたものであり、追加分として便宜上ここに載せた。一部に年欠の史料もあるが、内容から明和期のものと判定できる。伝存する真田家文書としては、比較的古い史料に属する。次の『京坂役場』も『その五』の追加史料である。前号では関連史料が多かったので細分した項目を設けたが、今回は量も少なく分割すると却って煩わしいので一括して配列した。なかでは冒頭の火薬暴発一件書類（けいご）がまとまった史料である。

（原 島 陽 一）

村方騒動 文書の特質

一般に村方騒動文書は当該村の文書に訴状や済口証文等が残され、それによって大略が把握される場合が多い。しかし、この真田家文書の中における村方騒動文書は、原告の訴状、被告の反訴状、代官所・郡奉行所の尋問に対する関係諸村や関連人物

の答書、吟味書、郡奉行から家老に対する伺書、内済証文、処罰書、和談規定書等、およそ騒動に関係する一連文書が抱括的にまとめられ、一括保存されているところに大きな特質がある。これはまさに、村方騒動に対応する領主裁判権の全貌が明らかとなり貴重なものである。これらの抱括的な村方騒動に関する文書を検討することは、史料論としても重要であり、真田家文書の中に存在しているこれらの村方騒動文書は、それを可能とするものである。

ここでは、村方騒動で一件文書として三五件の文書の目録を収録した。これらの村方騒動文書は、天明五年（一七八五）から明治三年（一八七〇）までの近世後期から明治初年までの八五年間に及ぶが、その中心は文化文政期（一八〇四～二九年）から天保期（一八三〇～四三年）の約五〇年間に集中している。ここでは、天明から天保期の村方騒動の内容を簡単に紹介しておこう。

村方騒動の内容

まずここでは目録の小見出になっている村方騒動一件ごとに、主要な二四件について述べてみたい。
天明五年（一七八五）牛嶋村大豆嶋村論所一件

これは、両村の境目争論の場所の麦を両村立合いのうえ、大豆嶋村で刈取りたい旨両村三役人連印で郡奉行に出願したことが発端となった。最初大豆嶋村で刈取るので次は牛嶋村が刈取るという順序で進行の予定であったが境目そのものに疑義が生じ出入となったものである。

寛政二年（一七九〇）瀬戸川村土地引請連印偽判出入

これは土地引受をめぐって伯父甥の間での争いである。六太郎持田地一石六斗余につき三〇年前の宝暦九年（一七五九）に与五兵衛が半分を引受けることに取り決め、その証文に七左衛門も調印したが、本来は与五左衛門・権六・私（七左衛門）の三人にて引受けるものであったと勘定所に訴えた。これに対し三〇年前のことを今出願するのは何故かと問われ、七左衛門は、その節自分幼年にて力が無かったこととその証文が「謀書」であり、「謀書」の証拠として七左衛門の印判は丸印なのに、六角印が捺印されていると主張している。

文化八～一〇年（一八一～一三）羽尾村境論一件

これは羽尾村明德寺境につき同寺より同村九郎治を相手取り郡奉行所へ出願したものである。結局、境論は証拠不分明につき双方より和談内済を申立て、郡奉行所の内済申渡に一同が承服して落着した。

文化一四年(一八一七) 幕領・松代領作徳米出入一件

これは幕領である今里村更級左門が松代領民に土地を貸与したが、作徳米金(小作料)が滞り一向に解決できないので、江戸へ出訴しようとしたものである。今里村を管轄する幕府中之条代官所の手代たちは近領のこと故稔やかに落着かせたいと努力している。作徳米を滞納した村々は次のとおりである。鬼無里村・小鍋村・後町村・北上野村・下越道村・川口村・和平村・祢越村・中挾村・吉澤村・下宇木村・上松村・伊折村・久保寺村・北長池村・長井村の一六か村にわたっている。中之条代官手代たちも左門に対する滞納者六七人のうち、二七人は返済するが、四〇人は未済であるため、左門の江戸出訴を許可したのである。これに対して松代藩郡方役人たちも仲介に入り、江戸出訴により松代藩の体面に傷つくことを恐れて返済を促進し、滞り分を皆済させ、安堵の胸をなでおろしている。

文化八〇文政一〇年(一八一七) 網掛村諸上納滞り一件

これは網掛村の三郎右衛門が諸上納滞りにつき名主大八より代官所へ訴えられ、三郎右衛門は安永年中(一七七二〜八〇)、大八親政野右衛門のとき過分の取立てを受けているのでそれと相殺してほしいと主張した。これに対して、大八は過納一件は寛政年間に勘定が相殺され、すでに和談したと返答した。網掛村三役人は代官所に対し、三郎右衛門は入札で当村蔵本に決定したにもかかわらず拒絶したので、同人を召喚して厳命してほしいと訴えた。また三郎右衛門の親類組合が連印で蔵本拒否の件については三郎右衛門が強情申し立て迷惑の旨を回答している。三郎右衛門は出頭を命ぜられると喘息病という医師の容躰書を提出して、出頭困難を申し出ている。数か月後に病氣全快届を出し、出頭すると詮議中手鎖にて町宿預けとなっている。こうして三郎右衛門にとって事態は不利のまま推移してゆき、見性寺等の寺院から吟味赦免の嘆願書が出された。

文政三〇五年(一八二〇〜二二) 上布施村松尾大明神紛議一件

これは上布施村産神松尾大明神は往古より上田領戸部村松尾の神主田中長門の持宮であるのに、上布施村は村方持と主張しているので糾明してほしいと神主田中長門が松代職奉行に依頼した。これに関連して上布施村三役人から、社内の枯木を無断に伐採したことや神主地所の小作柄を差留めたことを詫びた答書を提出している。

文政三(一八二〇)～三(一八二二) 北高田村公事入用割合紛議一件

これは北高田村伊兵衛が辰年(文政三年)御咎を蒙って北小堀村へ引移り、その後、元村に対し公事を負担しているが、手詮議不能につき書類を差添えて代官成沢文治が郡奉行所へ伺書を提出した。この伊兵衛に対し元組合より上様御手充金一三〇〇兩の差出し要求が出ているので、この組合一同を召喚のうえ糾明してほしいと伊兵衛の子団右衛門等から郡奉行に対し願書を提出している。

文政四年(一八二二) 入山村九右衛門借財紛議一件

これは九右衛門潰れ一件に関連して、九右衛門跡式の隆三郎の借財片付方をめぐって種々紛議が発生したものである。借財返済不能につき銅山堀子の処罰を求めて、隆三郎や村役人が代官所へ申上書を提出している。結局隆三郎が病氣逆上につき弟七左衛門のところへ腰縄にて御預けになっている。それについて隆三郎腰縄赦免願いが出され、九右衛門の家屋敷は九左衛門等親類へ引上預りとなり、隆三郎は七左衛門へ永預けとなった。

文政六(一八二三)～七(一八二四) 上小嶋田村重右衛門父子所替赦免願い一件

これは重右衛門・幸右衛門ら九名が紛議の因として村替を命じられたが、一村平和のため村替を破棄してくれるよう上小嶋田村三役人・頭立等が連印して郡奉行所へ出願したものである。このとき重右衛門は重病にて御問書にも返答できない状況であった。そのため重右衛門の女房のふが詮議中町宿預けとなった。これに対し下戸倉村本陣十郎右衛門が極老の祖母と家内の者が小嶋田村に居住しているので、重右衛門と子泰助も帰村を許容してくれるように松代役所宛に嘆願した。しかし結局重右衛門は病氣快方につき小河原新田へ引越し、女房は老母看病につき小嶋田村の居住が許容された。この紛議のものは寺院御朱印地引高を巡るものであった。

文政七(一八二四)～八(一八二五) 上徳間村用水普請等入用紛議一件

これは用水・川普請入用の村役人の不正を小前百姓五九名が出訴したものである。この小前騒動の頭取で荒所開発の件で処罰刑を受けていた上徳間村重右衛門は赦免された。

文政八年(一八二五) 専納村政右衛門投込願書一件

これは専納村小前百姓が連印して内々願書として、政右衛門のために村内が紛議難渋するので同人を召出して所替を命じてほしいと郡奉行所や大目付役所へ提出したものである。

文政九年(一八二六) 保科村小作年貢引方騒動一件

これは、小作人らが悪作のため小作料の引方を代官所へ歎願したことから始まった。代官所では当村の小作引方の相場勘定の規定について尋ねたが、地主側ではこのたび一件にては小作料は一文も受取っていないと述べている。小前代表は詮議中手鎖となって町宿預けを命ぜられた。さらに太原治・儀兵衛・定吉らは入牢となり村方では牢扶持を命ぜられた。地主藤太らは吟味人親族悲嘆ゆえ赦免願いを代官所へ提出した。郡奉行金井左源太は家老宛「申上書」で、小作相場引下げ一件は小作人の増長で地主に非文なき旨を述べている。これにより一件処罰案として、大吉は二〇〇日過怠夫、扶持方は親類賄い。重三郎は役儀取上げ過料錢二貫文。太原治・定吉・儀兵衛は持地欠所のうえ鬼無里村御林内の開発労働となり、地主惣代藤太は叱りとなった。

文政九(一八二六) 中牧村本郷由緒紛議一件

これは郷絵図町数書上の件につき石津組と池田組は共に自村を元村と主張して譲らなかつた。先年の書上は池田組より提出したが、石津組は当村が元村である証拠ありとして、石津組より町数書上を命じてもらいたいと出願した。結局池田組は当方には証拠ない旨を答書した。

文政一〇年(一八二七) 杭瀬下村儀太夫質入地所一件

これは上山田村八郎右衛門が儀太夫より質地証文で金一〇〇両を借用したが返済の日延べ願書を郡奉行所宛に提出しているところが注目される。さらに期限が迫るとさらに日延を同所に提出している。

文政一一年(一八二八) 栃原村質地紛議一件

これは栃原村十左衛門の質地取扱いにつき同村庄右衛門が駈込訴をしたものである。庄右衛門の願書によれば、自分祖父庄蔵が十左衛門より取置いた質地を半金で返還してやったので残り半金を求めると拒絶したとして郡奉行所へ訴えたものである。同村某の「内密申上書」によると十左衛門の悪行次第として、若者共の腰押しをして名主を困惑させているとしている。

文政十一年（一八二八）湯田中村御下ヶ金など不正一件

これは彦右衛門が年貢過納分を返還せず横領しているとして同人の追放を三役人・頭立・小前惣代が郡奉行所に申上書として提出した。彦右衛門は不埒につき鬼無里村高小屋へ新田開発所替を命ぜられた。

天保二年（一八三一）広瀬村直右衛門不埒出願一件

これは潰百姓七左衛門が不埒牢舎のところ直右衛門が連印人偽造のうえ直訴し、寺院縫訴訟を申立てたものである。

天保三（一〇年）（一八三二）三九）下真嶋村寅吉不法田畑譲渡一件

これは寅吉が不行状一件で、同人母より寅吉の所払いが申立てられ三役人は困惑している旨を郡奉行所宛に答書している。寅吉の答書では、母に隠居料として一〇石遣し、自分持高二〇石は本家与右衛門に預けて同人の厄介となる旨を述べている。寅吉親類連印答書では、寅吉の不行状は同人母が弟を偏愛するためによる旨を書いている。寅吉は親類一同に宛て家内和合、農業出精の誓書を提出し、親類らより「吟味流し」にされたき旨を代官所へ緇書を出した。家族史の一資料としても興味深い。

天保四（六年）（一八三三）三五）里穂苧村小前惣代欠訴一件

これは小前惣代善蔵等が連印で村役人・頭立の者が猥りに借財し、ゆえなき村弁金を村民より徴集するを停止してもらいたいこと。また、代官所へ謀計の借財元帳を差し上げていると代官所へ訴えたものである。これに対し村役人・頭立の者からの答書では、例えば長百姓利左衛門は、自分は新役ゆえ借財御書上帳作成の節に取調落となり恐入りますが、謀計の借財御書をなしたことはない旨述べている。

天保四（六年）（一八三三）三五）御林桑甘草苗代金滞納一件

これは関屋村郡左衛門が吾妻銀右衛門に対し、関屋御林御用桑頂戴して蚕業仕たるところ、不作で勘定が滞ってしまっているので借金返済の年延べ証文を提出した。これに対し、銀右衛門は一年半経過しても勘定が未済であるにも拘らず甘草苗代金をもって返済との偽りをなす旨を申立てるとして郡奉行所へ「口上覚」を出している。結局郡左衛門は家屋敷田地譲渡して代金七両のうち五両返済し残金は来年六月までの延期を郡奉行所へ提出した。

天保五年(一八三四) 酒造道具代金滞り一件

これは吾妻銀右衛門が酒造道具を西条村茂作らに売払ったが、代金四四両余が滞り、茂作らは日延べ願いを繰り返へしているが、支払いが滞っているとして郡奉行所へ出願したものである。

天保五(一八三四) 西寺尾村諸役動向混雜一件

これは伝馬人足の件、去年の有地改にて持高変更のため伝馬役動仕の者たちは居屋敷高割合を主張したが、惣村高割合とするが至当という意見もあり対立が生じたのである。西寺尾村頭立七人の答書では、多くが惣村高割合が至当とした。三役人の見解は村内融和を第一とすべき旨を述べている。しかし、小前惣代の答書では伝馬役の惣高割は迷惑しているが、日割りをもって当村切の惣高割で勤めたいとしている。この一件内済規定書では、伝馬役を組切にて勤仕し、年貢は組で取り集めのうえ名主元への持参のこと等一一か条を定めている。

天保七年(一八三六) 小根山村紛議一件

これは名主手元の勘定諸帳面の疑惑で小前らが徒党寄合を開いたとして、集会に参加した者たちは宿預けとなった。これに対し古山村法蔵寺が歎願書として、小前惣代治郎兵衛ら六人の赦免方を提出した。

天保七(一八三六) 清野村新田地代金混雜一件

これは旧名主伴右衛門の新田割地の取計方につき穿鑿命令が出された。それによると、売払い地所代金一〇〇両余のうち、郡役御手充金九両余を着服した風説があると指摘している。某内密申上書によると、伴右衛門について近年夫銀倍増、新田売却代金不明、田畑年貢手充引も割戻しなし、役中不正利得の疑惑等があり、この伴右衛門の不法の処置は春日儀左衛門も承知のうえでのことと述べている。この問題と関連して五人組合惣代等から名主役を三年任期の入札制と致すべきことの見解が代官所宛に出されている。また小前惣代からも、名主役は二、三年任期制や小前からも相応の商いを致すものを村役人に任せられたいという意見が相次いで提案されている。これは名主の世襲制が種々の弊害を生むことを村民共通の認識としていたということである。

天保八年(一八三七) 里村山村新田所持出入一件

これは孫八讓渡の地所をめぐる重吉と喜三七との公事出入一件である。重吉の願書によると自分の新田が間違いで喜三七の所持になっているので差戻されたき旨を代官所へ訴えている。重吉の答書によると、名寄帳・水帳も改竄の疑惑があるとしている。喜三七と三役人の答書によると、家屋敷附并新田高合一斗九合は天明五年に喜右衛門より譲り受け、五〇年間年貢を上納、諸役を勤仕してきたものであると代官所宛で述べている。代官西沢軍治の郡奉行所宛の伺書でも重吉の証拠なき申立につき手詮議不能として書類を差添えて伺っている。結局、濟口証文では重吉は証拠もないのに不当の申立てをしたとして町宿預けとなるが、同人難渋者ゆえ、喜三七より資金を融通することで和談となった。天保八年（一八三七）夫食米引取延引一件

これは天保の凶作・飢饉の最中で、矢代村は夫食に差支えにつき松本藩預所市野川村より米穀を買付け、運搬用会符一〇枚は外の目的に使用しない旨とりきめた。ところが松本藩預所六二か村では穀留をしており、市野川村与三右衛門より新次郎へ売却したことが露見し混雑した。この一件で平左衛門が察当を受け、願行寺が平左衛門の赦免歎願書を出した。

天保九〜一〇年（一八三八〜三九）妻科村御飯米代金割合紛議

これは、妻科村市右衛門・佐兵衛が頭取になって御飯米代金割り戻し金子をもって小前に割合うべしと主張して紛議となった。市右衛門は出作人より御飯米代金を取り集めて小前へ代粉を渡すことが慣例として、村役人中へ強談判した。これに対しては、市右衛門の申立ては不当であるから示談の取り計いの旨を主張するものも現われた。結局、市右衛門は手鎖、佐兵衛腰縄で村預けとなった。（森 安彦）

文化一四年〜弘化二年（一八一七〜四五）南長池村紛議（勘定不正）一件

本事件の關係史料は極めて膨大なものの上っている。それだけ本事件の複雑さを示すものである。大前層からなる村役人の村入用勘定に不正ありとして小前百姓たちが異議を唱え、村入用帳、割元帳の開示を要求した。

問題の第一段は、小前百姓層が村政への参加を要求して、名主役の入札方式による公選制を求めて立ち上がり、文政六年の入札で小前の代表格の弥惣八が入選したことに始まる。大前、頭立層はこれに反発して弥惣八の名主役就任に抗議して、話合いの結果、同年は大前百姓の義兵衛が勤め、弥惣八・久右衛門はその下役とし、翌年に弥惣八が名主役に就くとした。

問題の第二は、勘定不正の追及を巡るものである。弥惣八らは同村でこれまで割掛けられていた村借財なるものうち、西尾張部村蓮証寺および中越村長十郎よりの借入れ金なるものは虚偽であるとし、村役人の不正割賦であるとして追及した。この過程で、蓮証寺住職の南長池村への貸金は一切無しとの書付が弥惣八側から提出されたのであるが、しかしこれは弥惣八側のなかば強要によって整えられたものであることが判明した。

蓮証寺より南長池村への貸金は存在したのであるが、諸々の経緯の中で、手段金をもって一応清算された形になっており、この文政六、七年段階では消滅していたというべきものであった。

この複雑な問題、事実関係の糾明、謀書や偽証の暴露そしてこれらを巡る、村役人・太前層、小前百姓、そして小前内部での対立する二派蓮証寺、他村からの調停立入人、代官、郡奉行所、勘定方役人、吟味人を預かる町宿、赦免歎願の執成を依頼された旦那寺とさまざまな階層の人間が各史料・文書に登場し、それらの応答の中にこの複雑な事件の展開を見る事が出来るのである。

なお、本件を扱った論文に、安澤秀一「近世後期農村の社会的政治的生活の一例―信州真田領南長池村混雑一件―」（『社会経済史学』二〇巻一号）がある。

（笠谷 和比古）

『甲府・越奥出兵』は、『その一』の『戊辰役』中の小項目を構成する史料であるが、今回はこの他の戊辰役関係史料の整理が進捗せず、全貌が未確認の状態であることを考慮して、敢えて細分せずに仮の項目を設けて一括のまま配列した。維新争乱期に真田家Ⅱ松代藩は、まづ慶応四年二月三十日に甲府へ出兵し、八ヶ月後の十一月八日に引上げた。また同年四月十九日には飯山へ援兵を出し、続いて同二十七日に越後へ出兵、閏四月二十六日の小千谷戦などを経て転戦し、同年十月六日に帰休令を出し同月二十九日に帰藩させた。史料の多くは、帰藩後に戦功や入費を処理・精算したものである。ここでも真田家文書の特色として何度も指摘してきたところの、日常的な微細事項に関する書類が、原本の形式で残存しているのを見ることが出来る。なお、本項に関しては、『その一』の関連項目のほか、給禄・手充や財政などの項目にも関係書類があるし、今後整理して目録化される史料中にも相当量の史料が残っていると予想されるので本目録の続編にも注意していただきたい。

『財政』

この項目のうち『諸役方』の各項は、『その五』の追加史料である。「御收納郡方」「御納戸」「賄役」の三項は『その五』に
はなく、ことに前二者は各一点に過ぎないので、他の項目へ併合してもよかったが、可能な限り原部署を尊重する原則に従っ
て新たに項目を設けて配列した。但し、御收納郡方の伺書は『その三』の『御尋物答書』のなかに収録してあるので、併せて利用されたい。
諸役なかでは「御勝手元〆」に属する史料が多く、その過半は御尋物答書であるが、これも前記『御尋物答書』に同種史料が多数収録して
あるので参看されたい。『給禄・手充』は『その三』では大項目で扱ったが、今回は少量の追加史料なので細分せずにここに付載した。明
治維新後の財政史料については『その五』では財政の諸役方の末尾へ新役名ごとに区分して掲載したが、今回は「計政局」としてまとめて
配列した。前回の分も含めて、この時期の史料には前代からの継続事案に関するものが多く、『財政』の他項目はもちろん『京坂役場』など
他の大項目内の史料中に混在している場合があるので、利用に当ってはこの点に留意して下さるようお願いしたい。『借入金』も『その五』
の追加史料であるが、特記する事項はない。

『京都守衛入料』は、幕末の京都警備という特別任務に要した経費である。文久三年四月十七日に十万石以上の大名に対し交代で京都警備
に当るべきことを定めた幕令に基く派遣であり、前年閏八月に設置した京都守護職を補強する措置であった。これにより、藩主幸教は翌元治
元年六月から同二年三月までの間、途中に大阪警備を挿んで八ヶ月余にわたって任務につき、更に慶応二年四月から八月まで次の藩主幸民が
再度の要請に応じて滞京している。こうした藩主の直接警備に随行するだけでなく、上京以前および帰藩以後も藩兵は滞京して守衛を分担し
たことは、本項に収めた史料からも明白である。なお、両度の藩主上京に関しては『その二』一七〇二七頁を参照されたい。

『奥向勘定』には、藩主とその家族にかかる諸経費に関する史料をまとめた。奥向の勘定史料には後段で述べるように特殊な費目があると
はいえ、原則的には財政の他の史料と同様に取扱うべきものである。実際に、財政関係の書付型史料を収録した『その五』には少量ながら奥
向の勘定史料があり、それぞれの取扱役場ごとに配列してある。しかし、各役が所掌する事務範囲の確認が不十分なため、各史料の流れを十
分に解明できない現状では、関連史料の徒らな分散を防ぐために、編成方針とはやや矛盾するが、史料の内容を基準にした事項分類を併用す
ることにした。一方では、奥向の勘定史料の一部が『真田家』の各項目内に配列されて既に『その二』に収録してある。既刊分との整合性か

らすれば、本項目を『真田家』の追加史料として分離することも考えられるが、勘定史料は『財政』として扱うという方向を残しておく意味を含めて、今回はここにまとめて配列することにしたものである。真田家Ⅱ松代藩の組織機構が全面的に解明され、真田家文書の整理が完了するまでの便宜の措置として了承されたい。なお、上述の如く『その二』を併せて参照していただきたい。

今回の小項目のうち主要なものについて、以下に簡単な解説を述べる。「月割金」は当主を始めとする藩主家族の銘々に支給される基本的な毎月の予算金額で、概算年額を月割りにしたための名目である。なかに上々様とあるのは殿様（当主）以下、御前様（夫人）や大殿様（隠居した先代当主）などの分を一括して処理したものである。「暗料」は夫人らの女性家族に支給された費用である。「家禄」は、版籍奉還後に明治政府が武士層に支給した禄米であるが、ここでは御家禄として藩主分を意味する。「被進金」は、前夫人らへの別途調進金であるが、後出の「貞姫」の項でも使用例があるので結婚後の娘へも贈与したものとみえる。因に、真月院は幸貫夫人、真晴院は幸教夫人である。「奥向諸勘定」は一括史料などで細分できない史料のほか、使途別に細項目を設けて配列した。このうち、「夫人等出入国」は『その二』の当該項目を参照されたい。「繰廻金」は藩主らの御手元金などを資金運用したものである。「順操院」は幸良の家女で、九代幸教の実母、「貞姫」は幸良の娘で松平定猷の室。結婚後も婚家先から入用費に対して請求を受けている例がみられる。「御仕向」は藩主らが交換する各種の贈答品、あるいはその基準である。「奥女中」には、召抱に際しての支度金、雇傭中の被下物や菜銀、死去の手向金などに関する規定と、それらを実際に支給した会計史料を中心に、暇取りの願書等をまとめた。暇取りの願書は財政とは全く関係がなく、この項目におくには異質であり、本来なら別途に扱うべきであろう。しかし、本項の冒頭にも述べたように、『その二』では逆に奥向書類のなかに奥向の勘定史料を編入してある。相互の参照が複雑になるのを避けるため、本文中に既刊分の該当箇所を指示した上で、『財政』の末尾に収録しておいた。

『家中』は『その三』に追加すべき史料である。武田斐三郎は明治元年一〇月に松代藩文武学校内の兵制士官学校教頭に招かれていたものである。

『明治期史料』

明治期に作成された史料は、原則として新制度における各役職ごとにまとめるはずであるが、実質的には旧職制の名称を変更しただけで役人も書式もそのまま踏襲している場合には、前後の史料の関連性を失わせないために、近世の史料の後へ引

続いて配列したものが多し。しかし、新制度のもとでそれまでにない内容の史料については、当然新項目を設けざるを得ない。『その一』の冊子型史料では、版籍奉還後の松代藩から廃藩置県後の松代県までの史料に対して『松代庁』の項目を置き、四年七月の藩知事の解任によって行政から撤退した後の史料は、もはや藩という組織機能は終息し藩主家の個人的機関に変質したと解釈して『家扶局』の項目を『真田家』の末尾に据えた。但し右の両項目とも、やや補助的な存在で、同時期に作成された史料の多くは、前記したようにそれまでの関連項目の中に吸収的に扱った。『その二』以降に収録した書付型史料についても、ほぼ同様の手法を採用してきた。その結果、いずれの項目にも編入できない史料を仮に『明治期史料』としてまとめることにした。実は、この項目への合流が予想される史料が、まだかなり残っており、それらと合体させて目録編成を行うべきなのであるが、整理作業の手順が遅れたため、今回は仮の項目で一括して配列することにした。今後、残りの史料の整理が完了した時に、今日の分を含めて適切な目録編成に改訂することができれば、極めて理想的である。右のような事情で仮の項目であるため、すべて小項目として配列したが、項目ごとに特に説明を加えるものはない。

(原 島 陽 一)

〔追 記〕

本目録は長年真田家文書の整理に当ってこられた笠谷和比古氏、原島陽一氏の成果をまとめたものである。笠谷氏は一九八九年四月に国際日本文化研究センターに転任されたが、それまでの在職中の仕事であり、原島陽一氏は一九九〇年三月に定年退官されたが、その後二カ年ほど史料館の嘱託として業務を支援して下さり、本目録の作成に当った。

本目録は両氏の仕事を森安彦の責任で編集したものである。なお整理記号は、原島氏担当分は「け」、笠谷氏担当分は「さ」とし、原島氏の「け」では、史料の形態は簿冊類・一紙書付類ともに原則として、それぞれのタテの寸法をミリメートル単位で示した。(森 安彦)

史料館所蔵史料目録 第五十九集
信濃国松代真田家文書目録(その六)

平成五年三月三十一日 印刷発行

編集兼 国文学研究資料館
発行者 史料館

〒142 東京都品川区豊町二丁目十六番十号
電話〇三―三七八五―七二三(代)
印刷所 睦美マイクロ株式会社

〒135 東京都江東区東陽一―十六―十二

(本文用紙は中性紙を使用)